

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号：2022-1-492

課題名：思春期から若年成人期の小児がん経験者のキャリアレディネスの関連要因、及びキャリアレディネスと就労の関連についての横断調査

1. 研究の対象

1 歳以上 15 歳未満において小児がんを発症し、現在年齢が 17 歳以上 40 歳未満である思春期から若年成人期の小児がん経験者 200 名

2. 研究期間

2022 年 6 月 (倫理委員会承認後) ~2024 年 3 月

3. 研究目的

小児がん経験者を対象としたキャリアレディネスと就労に関する海外の調査によると、キャリアレディネスが低ければ失業する可能性が高いことが示唆されています (Strauser et al., 2015)。すなわち、キャリアレディネスの向上を図ることは、小児がん経験者の就労の可能性を高めることに繋がると考えられます。しかし、我が国において小児がん経験者のキャリアレディネスを高めることを目的とした支援は全く構築されておらず、どのような要因がキャリアレディネスに関連しているか明らかになっていません。

そこで本研究では、我が国における思春期から若年成人期の小児がん経験者のキャリアレディネスの関連要因を明らかにし、小児がん経験者の就労及びキャリア形成の向上を図っていくための支援のあり方を検討したいと考えます。

4. 研究方法

本研究においては、横断研究デザインに基づき、インターネット上の web サイトを用いたアンケート調査を以下の方法で実施します。

- (1) 研究実施機関の研究責任者が選定した調査協力の候補者に、調査へのご協力に関する説明文書[調査説明文書]を手渡すか、または郵送する。
- (2) 調査協力の候補者が調査説明文書を読み、調査への協力を同意する場合は QR コードをスマートフォンのリーダーで読み取り、調査協力者の登録用 web フォームにアクセスする。

- (3) 調査協力の候補者が調査協力者の登録用 web フォームにアクセスし、同意に関する文章 [同意文] を読み、調査への協力を同意する場合は「同意する」のチェック項目にチェックを入れ、そのうえで候補者本人のメールアドレスを2回入力し登録用 web フォームへの入力を完了する。その際、調査への回答終了後に調査協力の謝礼としてデジタルギフトを希望する場合はデジタルギフト用の URL が掲載されたメールを受信できるメールアドレスを登録用 web フォームの当該入力欄に入力するように、調査説明文書に明記しておく。なお、デジタルギフト用の URL が掲載されたメールを受信できるメールアドレスについては、QR コードの読み出しやデジタルギフトの使用が実質的にスマートフォンを通してのみ可能であるため、スマートフォンのメールアドレスに限定することについても調査説明文書に明記する。
- (4) 調査協力の候補者が入力したメールアドレスに、研究事務局が調査用 web フォームの URL を掲載したメールを配信する。
- (5) 調査協力の候補者がメールを受信し、URL から調査用 web フォームにアクセスする。さらに、同意に関する文章 [同意文] を読み、調査への協力を同意する場合は「同意する」のチェック項目にチェックを入れる。また、謝礼のデジタルギフトを希望する場合は「希望する」のチェック項目にチェックを入れる。
- (6) 調査協力者が調査用 web フォームの調査項目に回答する。
- (7) 調査協力者が調査用 web フォームの各調査項目への回答を終了したら、調査用 web フォームを管理する研究事務局の専用プラットフォームに回答内容が送信される。
- (8) 研究事務局は、調査協力者が調査用 web フォームの各調査項目への回答を終了したら、その回答状況を確認したうえで、全ての項目に回答した調査協力者に謝礼としてデジタルギフト用の URL を掲載したメールを、調査協力者のメールアドレスに送信する。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

アンケート調査の内容に関する全体の構造については以下の通りです。なお、調査説明文書を郵送する際には研究実施機関が保持している個人情報(住所、氏名)を使用します。

(1) キャリアレディネス尺度日本語版

キャリアレディネスを評価するための48項目からなる4件法による尺度であり、日本語版の妥当性、信頼性については検証済みである。

(2) EQ-5D-5L日本語版 (池田ら, 2015)

健康に関連した生活の質 (QOL) を評価することを目的とした5項目から成る尺度であり、5件法によって構成されている。

(3) K6日本語版(古川ら, 2003)

米国のKessler (2002) らによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象として心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている、6項目から成り5件法により評価される尺度で

ある。

(4) ソーシャル・サポートに関する調査項目

ソーシャル・サポートに関する6項目について4件法により評価していただく。就学または就労に関して他者よりサポートを得られている、または得られていたと感じているかどうかを調査する。さらに、別の3項目について同じく4件法により評価していただく。そちらの項目は、以前から現在までのあいだに就学または就労先から療養に関するサポートを得られている、または得られていたと感じているかどうかを調査する。その他、周囲への病気の説明の有無、ピア・サポートの有無に関する各調査項目が含まれる。

(5) 治療関連属性

治療関連属性の調査項目を括弧内に列挙する。(疾患名、診断時年齢、治療終了時年齢、治療内容、放射線療法の照射部位、後遺症または晩期合併症の有無、年間の外来受診回数、後遺症または晩期合併症に伴う治療の有無、療養に関する手帳の有無)

(6) 属性

属性に関する調査項目を括弧内に列挙する。(年齢、性別、学歴・居住地、医療機関へのアクセス時間、居住形態、婚姻状況、世帯の主たる生計維持者、就労状況、就労開始年齢、就学状況、雇用形態、勤務日数・時間、在職年数、職業内容、年間収入、求職の有無、就労経験の有無)

(7) 将来的なキャリアに対する思いや考えに関する自由記述回答

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

本学単独研究

8. 利益相反（企業等との利害関係）について

本研究の研究資金については、東北大学運営費交付金とします。本研究において、研究資金に関する利益相反及び個人の収益等、研究者等の研究に係る利益相反については存在しません。

9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。ご希望があれば、他の研究対象者等の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて調査協力者もしくは調査協力者の代理人（親権者、成人後見人）の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも調査協力者の方に不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

〒980-8575 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1

東北大学大学院医学系研究科保健学専攻小児看護学分野

E-mail: cca@chn.med.tohoku.ac.jp

TEL/FAX: 022-717-7921 (研究室直通)

研究責任者：塩飽 仁 (しわく ひとし)

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合